

取手市防犯カメラ設置事業
補助金申請の手引き
(第二次募集)

令和8年度
安全安心対策課

R8.7.14 時点

～目次～

〔1〕 補助制度の概要・・・・・・・・・・	1
〔2〕 防犯カメラ設置までの準備・・・・・・・・	5
〔3〕 補助金申請の手続きについて・・・・・・・・	7
〔4〕 防犯カメラ等の維持管理・・・・・・・・	11
〔5〕 申請様式等・・・・・・・・・・	13
〔6〕 Q&A・・・・・・・・・・	25

〔１〕補助制度の概要

１ 事業の目的

取手市では、市内における犯罪抑止力の向上や、安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的とし、地域団体が設置する防犯カメラの費用の一部を補助します。

２ 対象となる団体

市内の町内会、組合、自治会その他一定の区域を基礎として住民により構成され、地域における連絡調整又は共同活動を行う団体

３ 補助の要件

(１) 防犯カメラの設置及び管理運用等に関し、「本事業要綱」の定める下記基準を遵守できる団体であること。

１ 地域団体の責務に関すること。	防犯カメラの設置等に関し、個人情報及びプライバシーの保護に努めること。
２ 防犯カメラの設置に関すること。	(1)防犯カメラの撮影範囲は、公共の場所又は撮影区域の２分の１以上の面積が公道(不特定多数の車や人が通行する私道を含む。)であり、特定の個人及び建物等を監視するものでないこと。 (2)防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意又は許可を得ていること。 (3)防犯カメラの設置及び設置場所について、説明会等の開催により設置する地域及び周辺の住民の合意を得ていること。 (4)防犯カメラを設置している旨及び地域団体の名称を防犯カメラの取付け位置に表示すること。 (5)防犯カメラの稼働時間は、１日当たり２４時間とすること。 (6)犯罪の抑止、未然防止及び早期解決に効果的な設置となるよう努めること。
３ 防犯カメラの管理に関すること。	(1)防犯カメラの管理責任者及び操作責任者を選任すること。 (2)定期的に点検すること等により、防犯カメラの適正な維持管理を行うこと。

4 画像等の管理に関すること。	(1)録画画像は加工せず、撮影時のまま記録し保管すること。 (2)設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製しないこと。 (3)画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講ずること。 (4)画像データは、原則 14 日間保存し、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合、上書きを自動的に行うものとし、記録媒体を廃棄する場合は、破砕等を確実に行うこと。 (5)次に掲げる場合を除き、画像データの利用又は提供をしないこと。 ア 法令に基づく場合 イ 捜査機関から犯罪等の捜査のために情報提供を求められた場合 ウ 人の生命、身体又は財産を保護するため必要があると認められる場合 (6)管理責任者は、防犯カメラの設置、管理、運用等に関する苦情を受けたときは、速やかに対応し適切に措置を講ずること。
-----------------	--

(2) 市内に所在する店舗又は事業所において防犯カメラの購入し、設置工事を依頼できる団体であること。

(3) 防犯カメラの設置を補助金の交付申請を行った年度内に着手し、かつ、完了できる団体であること。

(4) 防犯カメラの設置に関し、国又は地方公共団体が実施する他の補助制度による補助金等の交付を受けていない団体であること。

※市の地区補助金については併用できます

4 補助内容

(1) 補助率

補助対象経費の 2 分の 1 以内

(補助額に 1,000 円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額とする。)

(2) 補助額の上限

1 団体に対し 20 万円以下 (上限 20 万円)

※設置台数に制限はありません

5 補助対象経費と制限

【補助金の対象となるもの】

- (1) 防犯カメラの購入費及び設置工事費
専用柱の設置工事費、電柱への共架申請等に係る経費を含みます。
- (2) 防犯カメラの設置を表示する標識等の購入費及び設置工事費
- (3) その他市長が特に必要であると認める経費

※購入する防犯カメラは、次の基準を満たしている必要があります。

防犯カメラ の性能	・画素数は200万画素以上であること ・時刻表示機能を有すること ・夜間撮影機能を有すること ・解像度はフルハイビジョン以上であること ・24 時間稼働できること ・記録した画像データを原則 14 日間保存できること
--------------	--

【補助金の対象にならないもの】

- (1) 既存設備の撤去又は移設に係る費用
- (2) 土地の造成に係る費用
- (3) 土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用
- (4) 防犯カメラの維持、管理等に要する費用
- (5) その他必要と認められない経費
例 パソコン、モニターの本体及びその設置経費
予備の記録媒体

6 補助金交付申請の検討について

防犯カメラ設置補助金申請を検討していく場合は、団体内において「防犯カメラを設置し維持管理すること」や「防犯カメラ設置後、事件発生時に警察から依頼があったら捜査に協力すること」などについて協議し、団体内での同意を得た上で、取手市総務部安全安心対策課交通防犯係まで事前にご相談ください

7 問い合わせ・申請書類等提出先

取手市寺田 5139 番地 取手市役所 3 階

取手市 総務部 安全安心対策課 交通防犯係

電話番号 0297-74-2141（代表）

※申請に必要な書類は、当市のホームページからダウンロードができます。

また、安全安心対策課の窓口でも配布いたします。

〔2〕防犯カメラ設置までの準備

1 設置目的・場所・撮影範囲について

（１）設置目的

犯罪抑止力の向上や安全で安心なまちづくりの推進を図ること。

（２）設置場所

設置場所の選定にあたっては、犯罪の発生が予想される場所や防犯効果に期待できる場所への設置ができるよう、団体内のほか必要に応じて地域の地域団体や小中学校等とも十分に協議したうえで決定をしてください。

（３）撮影範囲

ごみ集積場所を監視するためのカメラ、特定の建物・個人を撮影するために設置するカメラは補助対象となりません。

撮影範囲として、公共の場所または撮影区域の２分の１以上の面積が公道であることが必要になります。

2 維持管理計画について

防犯カメラ設置に係る経費のうち、電気代や電柱共架使用料、機器の修理代などの維持コストは申請団体の負担分となりますので、将来的な維持管理を見据えた計画を立てて設置をする必要があります。

3 設置する土地について

（１）民有地の場合

土地、建物等の所有者に相談のうえ承諾をとってください。土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類を補助金申請書の添付書類として提出していただきます。

（２）行政財産（道路・公共施設・公園等の公共の土地や建物）の場合

それぞれの管理者に相談してください。

（３）電柱に設置する場合

電柱の所有者である東京電力またはNTT 東日本に相談してください。

併せて土地所有者の承諾を得てください

※東京電力柱とNTT電柱の見分け方について

プレートが二枚ある場合、下段の番号札会社が所有者となります。

(4) 関係先一覧

設置別占用許可等	管理者	問い合わせ先
民有地	土地の管理者	
公道（市道）	取手市 建設部管理課	0297-74-2141 (市代表電話)
公道（県道）	竜ヶ崎工事事務所 道路管理課	0297-65-1297
公園内	取手市 水とみどりの課	0297-74-2141 (市代表電話)
東京電力柱共架	東電タウンプランニング 共架オペレーションセンター	048-637-3970 詳細は HP の「電柱共架」参照
N T T 電柱共架	N T T 東日本「電柱の利用（電柱添架）に関する相談・申込窓口」	tenga-shinsei- ml@east.ntt.co.jp 042-312-9009 詳細は HP の「防犯灯・街路灯・道路反射鏡標識等の電柱共架」参照

4 注意点等

・公道にポールを設置し防犯カメラを設置することも可能ですが、道路上に工作物が多くなると道路交通上の妨げになるおそれがあります。そのため、まずは民有地への設置や電柱、防犯灯への設置を検討してください。

・防犯カメラの設置にあたり、「防犯カメラ作動中」「設置団体名」を表示する標識等が必要です。表示は、歩行者等が防犯カメラ付近を通行する際に、目に入るものを想定しています。

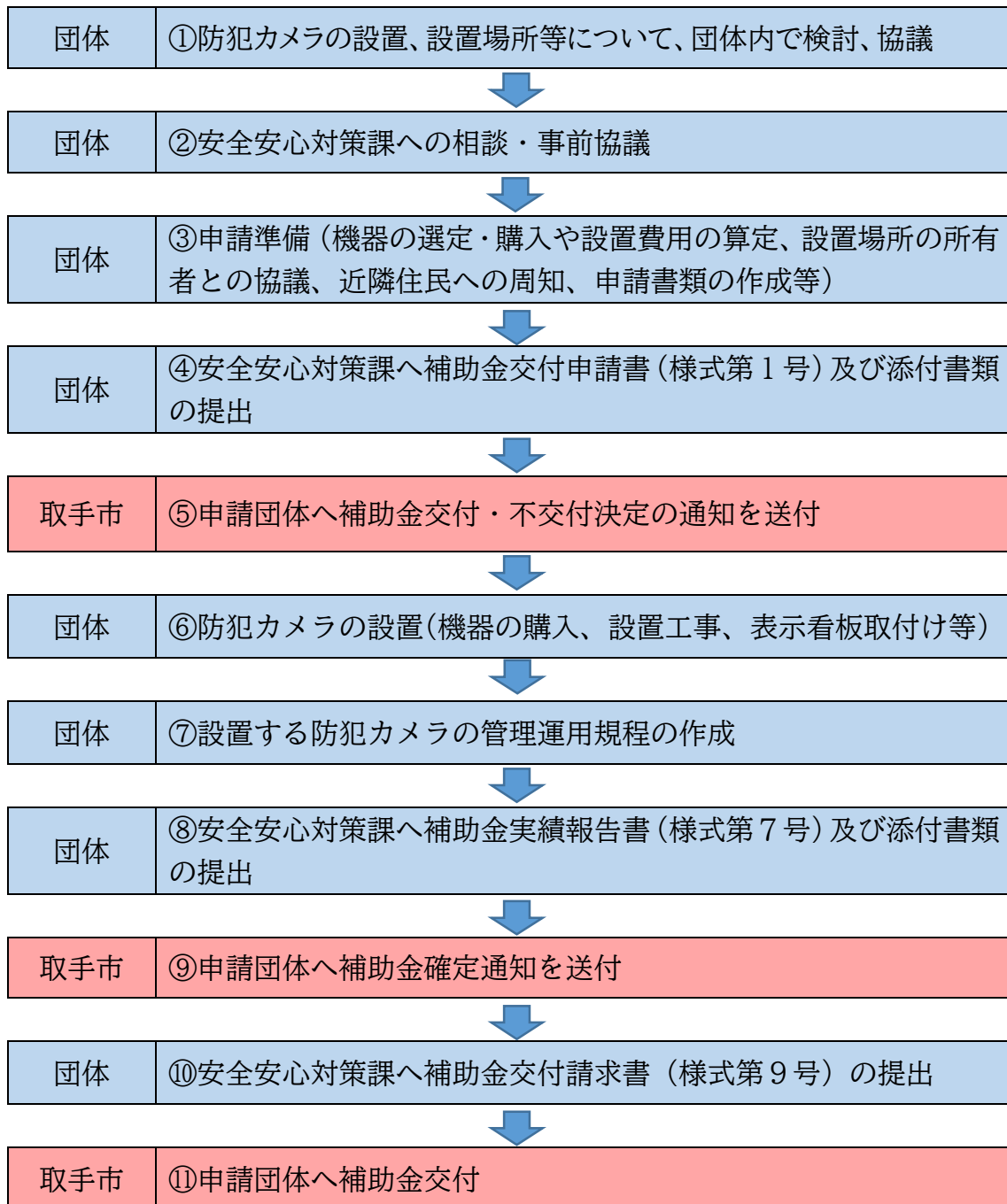
・防犯カメラの購入、設置に関しては、必ず市内事業者に依頼をしてください。依頼業者が見つからない場合は、安全安心対策課までご連絡ください。

・設置場所の選定や設置後の安全管理等に関するトラブルについては、市は責任を負いかねます。特に民有地に設置する場合は、土地所有者と十分に協議のうえ、承諾を得てください。

〔３〕 補助金申請の手続きについて

１ 補助金申請手続きの流れ

補助金を受け設置する防犯カメラについては、防犯カメラ設置に係る補助金申請が必要になります。申請書提出後、市の審査を経て補助対象として正式決定となります。



①設置の検討【団体】

補助金を踏まえた防犯カメラの設置、設置場所等について、団体内で検討・協議のうえ、団体内で同意を得てください。

②安全安心対策課への相談・事前協議【団体】

補助金交付申請書を提出する前に、必ず安全安心対策課へご相談ください。補助要件や設置計画等について事前協議を行います。

まずは安全安心対策課にご連絡ください。

③申請準備【団体】 11月13日まで

防犯カメラの設置場所・機器の選定、設置事業者への見積もりによる購入費用や設置費用の算定、設置場所の所有者との協議、近隣住民への周知等、申請に必要な手続きや書類の作成を行ってください。

※必ず市内事業者に見積もりを依頼してください。

④補助金の交付申請【団体→取手市】 11月13日厳守

安全安心対策課に、次の必要書類を添付して「取手市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）」を提出してください。なお、申請額が予算額を超える場合は抽選により交付決定団体を選定します。

<必要書類>

- (1) 防犯カメラ設置事業計画書(様式第2号)
- (2) 地域団体の規約及び役員名簿
地域団体の性質上これらを備えていない地域団体については、団体概要書等を提出することで、これに代えることができます。
- (3) 防犯カメラの設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図
- (4) 防犯カメラの設置箇所の現況写真
- (5) カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類
- (6) 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書
- (7) 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類
- (8) その他市長が必要と認める書類

⑤補助金の交付決定・不交付決定の通知【取手市 → 団体】 11月下旬頃

提出のあった補助金交付申請書の内容を審査し、結果について「取手市防犯カメラ設置補助金交付(様式第3号)・不交付決定通知書(様式第4号)」により通知します。

⑥防犯カメラの設置 【団体】

補助金の交付が決定されてから、防犯カメラの購入や設置を行ってください。また、設置する際には、防犯カメラが設置されていることを示す標識等に団体名を必ず入れ、交通の妨げや危険がない場所への設置や表示を行ってください。なお、標識等は防犯カメラ 1 台あたり 2 つまで補助対象経費とします。

※交付決定前に購入・設置したものは補助対象になりません。

⑦防犯カメラの管理運用規程の作成 【団体】

実績報告書を提出するまでに、次の事項を定めた管理運用規程を作成してください。作成にあたっては、P21～22 をご参照ください。なお、申請団体で作成した管理運用規定は、補助金実績報告書の添付書類としてご提出ください。

- 防犯カメラの設置目的
- 防犯カメラの管理に関する事項
- 防犯カメラの運営に関する事項
- 防犯カメラの設置に関する事項
- 撮影した映像に関する事項
- 苦情等の処理に関する事項

⑧補助金実績報告書の提出 【団体 → 取手市】 2月26日まで

防犯カメラを設置し、補助事業が完了したときは、その完了した日から 30 日以内または補助金の交付決定を受けた年度の 2 月 26 日のいずれか早い日まで、次の必要書類を添付のうえ「取手市防犯カメラ設置補助金実績報告書(様式第 7 号)」を提出してください。

<必要書類>

- (1) 設置した防犯カメラの現況写真及び防犯カメラによる撮影画像
- (2) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 防犯カメラ等の管理運用規程の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

※上記書類のほか、必要に応じて撮影範囲承諾書、作成した標識等の画像などの資料の提出をお願いしています。

⑨補助金の交付額確定の通知 【取手市 → 団体】

提出された補助金実績報告書の内容を審査のうえ、補助金の交付額を確定します。確定の通知は「取手市防犯カメラ設置補助金交付額確定通知書(様式第 8 号)」により通知します。

⑩補助金の交付請求 【団体 → 取手市】 **3月10日まで**

確定通知書を受理した日から起算して 30 日以内または補助金の交付決定を受けた年度の 3 月 10 日のいずれか早い日までに、「取手市防犯カメラ設置補助金交付請求書(様式第 9 号)」を提出してください。

⑪補助金の交付 【取手市 → 団体】

交付請求書の提出後、指定の口座に振込みます。

2 手続きにおける留意点

- (1) 補助金申請受理後に、決定通知をいたしますが、機器の購入をはじめ、設置事業者との契約や施工着手は、必ず決定通知後に行うようにしてください。なお、補助金額が予算額を超える場合は抽選により交付決定団体を選定します。抽選結果は、交付決定通知又は不交付決定通知によりお知らせします。
- (2) 補助金申請内容に変更が生じた場合（補助金交付決定金額の 3 分の 1 を超える大きな変更がある場合）や、やむを得ない事情により補助金の辞退等が生じた場合は、速やかに「取手市防犯カメラ設置事業補助金変更・中止・廃止申請書（様式第 5 号）」に必要な書類を添えて提出してください。
市がその内容を審査し、適当であると認めたときは、「取手市防犯カメラ設置事業補助金変更・中止・廃止承諾通知書（様式第 6 号）」により申請団体に通知します。
※変更申請は、実績報告書提出後は受付できません。
- (3) 補助金交付決定の内容やこれに付した条件に違反した場合には、補助金の全部または一部の返還を求めることがあります。

〔４〕防犯カメラ等の維持管理

（１）継続使用期間

補助事業により設置した防犯カメラは、取手市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱 15 条の規定に基づき、その最低使用継続期間は、6 年となります。（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号））

（２）保守点検等

防犯カメラ等の運用に支障をきたさないよう、自主点検のほか、点検の頻度や点検にかかる費用を確認し、業者等への保守点検の委託などをご検討ください。必要により、防犯カメラ等の維持管理の状況などについて書面により報告を求める場合があります。

（３）事故の賠償等

防犯カメラ等の落下などにより、第三者に被害を与えてしまった場合、その管理責任が問われ、損害賠償を負うこともあります。

防犯カメラ等や専用柱などの定期点検のほか、任意保険の加入等もご検討ください。取手市では、申請団体が設置する防犯カメラ等に関するトラブルについて、責任を負いかねます。

（４）防犯カメラの管理

設置者は、防犯カメラ等の設置及び運用にあたり、その適切な管理を図るため、管理責任者及び操作責任者を選任してください。

○管理責任者：防犯カメラ等の画像データの管理や機器保全の責任者

○操作責任者：防犯カメラ等の画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者

(5) 画像データの管理

個人情報保護の観点から画像データが、外部に漏洩することのないよう以下のとおり慎重な管理をお願いいたします。

○画像記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取り出せない措置が講じててください。

○録画画像は加工せず、撮影時のまま記録し保管してください。

○設置目的を達成するために必要な場合を除き、画像を複写し、又は複製してはいけません。

○画像及び画像を記録した記録媒体について、漏えい、滅失、毀損、改ざんの防止その他の画像の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

○無線 LAN やインターネット回線等により画像の送受信を行う場合は、映像が外部へ流出しないよう、暗号化等の必要な措置を講じてください。

○画像データは、原則 14 日間保存し、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合は、上書きを自動的に行ってください。

○記録媒体を廃棄する場合は、破碎等を確実に行ってください。

(6) 維持管理費

維持管理には、主に下記の費用が必要となります。

○電気代 月額 1,000 円程度（変動する場合があります）

○業者による保守点検料（業者により異なります）

○電柱の場合は共架料 東京電力柱年間 2,400 円、N T T 柱が年間 1,200 円

(7) 画像データの外部提供について

個人情報保護の観点から、画像データが外部へ漏洩することのないように慎重な管理をお願いいたします。記録された画像データは設置目的以外に利用・提供してはなりません。次の場合はこの限りではありません。

ア 法令に基づく場合

イ 人の生命、身体または財産の保護のために緊急に必要があると認められる場合

ウ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等の照会があり情報提供を求められた場合

(8) 関係書類の保存

補助金交付を受けた地域団体は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類を整理し、事業完了年度の終了後 5 年間は保存しなければなりません。

〔5〕申請様式等

記入例

様式第1号（第7条関係）

年 月 日

取手市長 殿

申請団体 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

代表者の住所、氏名、電話番号を記載してください。

取手市防犯カメラ設置事業補助金交付申請書

取手市防犯カメラ設置事業補助金の交付を受けたいので、取手市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第7条の規定により関係書類を添えて申請します。

設 置 す る 場 所	取手市 寺田 5139 番地先 他 1 か所
設 置 工 事 施 工 予 定 日	着手日 令和 8 年 10 月 1 日
	完了日 令和 8 年 12 月 1 日
交 付 申 請 額	金 116,000 円 千円未満切り捨て
補 助 対 象 経 費 の 額	金 233,750 円

添付書類

※ここは市のチェック欄のため記載は不要です※

書 類 等	市確認欄
1 防犯カメラ設置事業計画書（様式第2号）	
2 地域団体の規約及び役員名簿	
3 設置位置図及び撮影範囲が分かる平面図	
4 設置箇所の現況写真	
5 カタログ等の防犯カメラの仕様が分かる書類	
6 防犯カメラの購入、設置工事等の見積書及び収支予算書	
7 防犯カメラを設置する土地、建物等の所有者の同意を得ていることが分かる書類	
8 その他（ ）	

※この様式は、取手市との事前協議を経た上で提出すること。

様式第2号（第7条関係）

防犯カメラ設置事業計画書

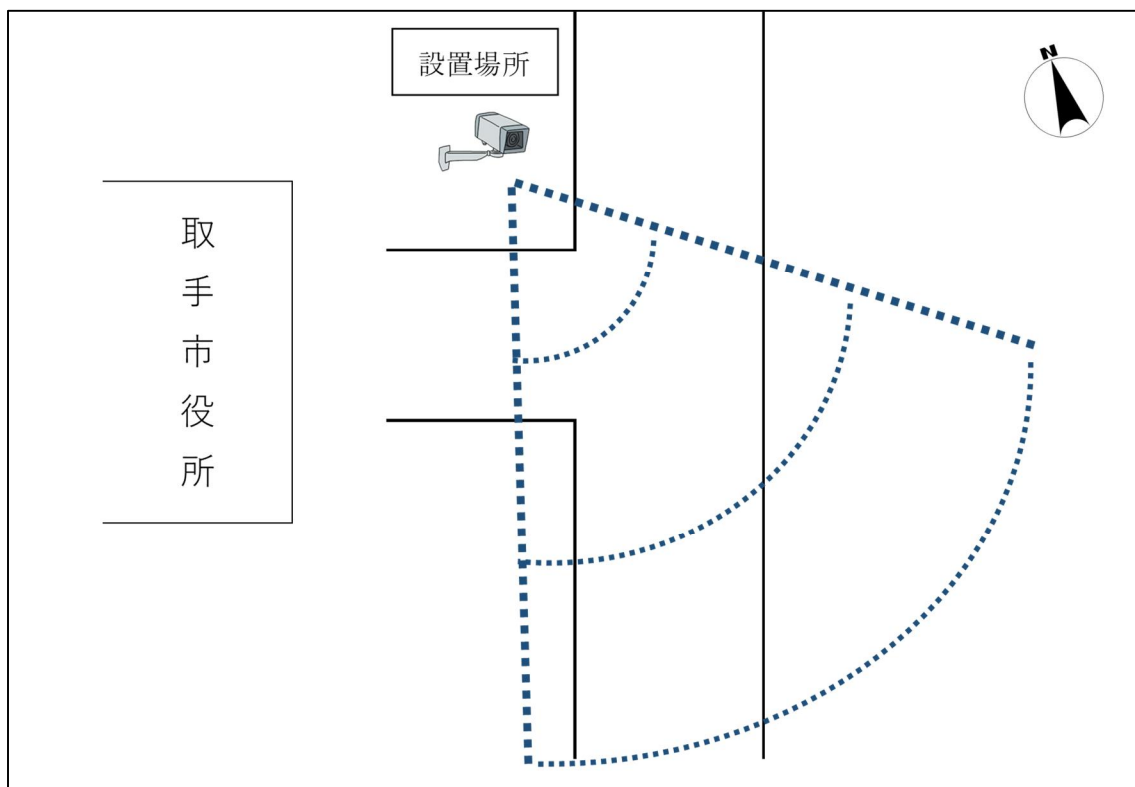
申請団体

事業の目的		地域の犯罪抑止力向上、安全安心な地域づくり推進 地域の盗難や窃盗対策及び通学路の安全対策 等	
防犯カメラ設置台数		2 台	
1 台目	設置場所	取手市 寺田 5139 番地先	
	防犯カメラの性能	☐ 200万画素以上 ☐ 時刻表示機能有り ☐ 夜間撮影機能有り ☐ 解像度HD以上 ☐ 24時間録画 ☐ 14日間記録	
	土地建物等の所有者からの同意を得た日	(土地) 年 月 日 (建物) 年 月 日	
	稼動予定日	年 月 日	
	備考	特記事項があれば記入	
2 台目	設置場所	取手市	
	防犯カメラの性能	☐ 200万画素以上 ☐ 時刻表示機能有り ☐ 夜間撮影機能有り ☐ 解像度HD以上 ☐ 24時間録画 ☐ 14日間記録	
	土地建物等の所有者からの同意を得た日	(土地) 年 月 日 (建物) 年 月 日	
	稼動予定日	年 月 日	
	備考		

防犯カメラの設置場所がわかる平面図（参考例）



防犯カメラの撮影範囲がわかる平面図（参考例）



現況写真（既存の電柱、防犯灯の場合）



現況写真（ポール設置）



防犯カメラ設置における収支予算書

団体名： _____

<収入の部>

項 目	金 額	内 訳
〇〇自治会会費	116, 100	自治会会費
市補助金	116, 000	取手市補助金
		市補助金額は、補助対象経費の2分の1(千円未満切り捨て)で上限20万円
合 計	232, 100	

<支出の部>

項 目	金 額	内 訳
補助対象経費	防犯カメラ本体費	71, 500 SD カードレコーダー内蔵カメラ
	材料費	53, 000 SD カード・ボックス・金具等
	設置工事費	48, 500 設置工事、試運転調整等
	設置申請・諸経費	32, 000 東電申請費等
	表示看板代	6, 000 表示看板2枚分
	消費税	21, 100
	小計 (A)	232, 100
補助対象外経費		<補助対象経費にならないもの> ・既存の防犯カメラ等の撤去又は移設に係る費用 ・土地の造成に係る費用 ・土地、建物等の使用若しくは取得又は補償に要する費用 ・防犯カメラ等の維持、管理又は修繕に要する費用 ・その他必要と認められない経費 ※表示看板は、1台につき2枚までが補助対象経費です ※別用途で使用可能なものは補助対象外です (PC・TV等)
	小計 (B)	
合計 (A+B)		232, 100

※参考となる見積書等の資料を添付してください。

防犯カメラの設置に伴う土地・建物使用同意書

令和 年 月 日

団体名 ○○○

代表 ○○ ○○ 様

住 所 所有者の住所

氏 名 所有者名

印

該当するものを○で囲む

所有者の印

私が所有する下記の（土地・建物）に、防犯カメラ等を設置することに関し、○○○（団体名）が掲示する次の条件を承諾し、使用することに同意します。

記

所在地： 取手市

番地内

同意を得る設置場所の住所

<条件>

- 1 使用料は無料とする。
- 2 上記所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの同意内容を継承すること。

この様式は、取手市補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金交付決定金額の3分の1を超える大きな変更がある場合や事業の中止、廃止申請に必要な申請書となります。実績報告書の提出後には、申請は受付できませんのでご注意ください。

様式第5号（第10条関係）

年 月 日

提出日

取手市長 殿

申請団体 所 在 地

団 体 名

代表者氏名

電 話 番 号

代表者の住所、氏名、電話番号を記載してください。

決定通知書の日付及び番号

取手市防犯カメラ設置事業補助金変更・中止・廃止申請書

年 月 日付け第 号で交付の決定を受けた取手市防犯カメラ設置事業補助金について、下記のとおり補助事業の内容を（変更・中止・廃止）したいので、取手市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

記

変更・中止・廃止の内容	
変更・中止・廃止の理由	

添付書類

補助対象経費の額を変更する場合は、防犯カメラ等の設置費の見積書の写し

様式第 7 号（第 11 条関係）

年 月 日

提出日

取手市長 殿

申請団体 所在地

団体名

代表者氏名

電話番号

決定通知書の日付及び番号

取手市防犯カメラ設置事業補助金実績報告書

年 月 日付け第 号

代表者の住所、氏名、電話番号を記載してください。

取手市防犯カメラ設置事業補助金に係る事業が完了したので、取手市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第 11 条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

決定通知書に記載された金額

補助金交付決定額	金	円
工事施行日	着手日	工事開始日 年 月 日
	完了日	工事終了日 年 月 日

添付書類

- (1) 設置した防犯カメラの現況写真及び防犯カメラによる撮影画像
- (2) 防犯カメラの設置に係る費用の領収書及び内訳書の写し
- (3) 防犯カメラ等の管理運用規程の写し
- (4) その他（ 防犯カメラの設置に伴う撮影範囲承諾書 ）

撮影範囲に、個人の家屋等が映っている場合

防犯カメラ管理運用規程（参考様式）

1 趣旨

この規程は、個人のプライバシーの保護に配慮しつつ、次項に定める設置目的を達成するため、設置場所地区に設置する防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めるものとし、もってその適正な設置運用を図るものとする。

2 設置目的

防犯カメラは、設置場所地区内における犯罪に対する抑止力の向上及び安全・安心なまちづくりの推進を図るために設置するものとする。

3 設置者

防犯カメラの設置者は、申請団体名とする。

4 管理責任者及び操作責任者

- (1) 防犯カメラの適正な設置運用を図るため、管理責任者を置くものとする。
- (2) 管理責任者は、管理責任者名とする。
- (3) 防犯カメラの操作を行わせるため、操作責任者を置くものとする。
- (4) 操作責任者は、操作責任者名とする。

5 管理及び運用

- (1) 管理責任者は、防犯カメラ及び個人情報映像等の管理及び運用の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (2) 操作責任者は、防犯カメラの画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者として、これを適正に行わなければならない。
- (3) 防犯カメラの操作は、管理責任者の指揮監督の下、操作責任者が行うものとする。
- (4) 管理責任者お及び操作責任者が変更になった場合は、その都度、市長に届出をする

6 設置の場所等

(1) 設置の場所及び設置台数

別紙配置図のとおり、設置場所地区に 台の防犯カメラを設置する。

(2) 設置の表示

防犯カメラの撮影区域の見やすい位置に、「防犯カメラ作動中」等と記載した表示板を掲示する。表示板には、設置団体名を記載するものとする。

7 個人情報映像データの適正な管理

(1) 保管場所

録画装置は、収納ボックス内に施錠して保管する。収納ボックスの鍵は、管理責任者が保管するものとし、原則として画像の外部への持ち出し・転送を禁止する。

(2) 保存期間

保存期間は、(日数)とし、かつ、電磁的記録媒体の記録上限を超えた場合には上書を自動的に行うものとする。

(3) 画像の消去・廃棄

保存期間を経過した画像等は、上書き等により速やかに、かつ、確実に消去するものとする。また、記録された媒体を廃棄する場合は、管理責任者を含め複数人のもとで完全に消去されたことを確認のうえ、破砕等を確実に行うこと。

8 画像の利用及び提供の制限

(1) 記録された画像は、設置目的以外の目的のために利用しないものとする。また、次の場合を除き第三者へ閲覧させ、提供しないものとする。

ア 法令に基づく場合

イ 個人の生命、身体又は財産の安全を確保するため緊急で必要があると認められる場合

ウ 捜査機関から犯罪・事故の捜査等のため情報提供を求められた場合

(2) 上記により画像の提供を行う時は、提供日時、提供先、提供理由、提供した画像の内容等を記録するものとする。

9 保守点検

防犯カメラの機能維持のため、 ヶ月ごとに保守点検を行うものとする。

※3ヶ月から6ヶ月が望ましい

10 苦情等の処理

管理責任者は、防犯カメラの設置及び管理に関する苦情や問い合わせを受けた時は、迅速かつ誠実に対応するものとする。

(附則)

この規程は、令和 年 月 日から施行する。 ※設置日以降

防犯カメラの設置に伴う撮影範囲承諾書

団体名 ○○自治会

代表 代表者名 様

団体名 が、取手市 設置場所の所在地 地内に設置する

防犯カメラの撮影範囲に関し、地域の犯罪抑止と防犯力向上の取り組みに賛同し、私の所有する物件が撮影範囲の一部に写りこむことを下記条件に同意したうえで承諾いたします。

記

所有者	氏名	住所	承諾日
1	撮影範囲所有者名	撮影範囲所有者住所	年 月 日
2			年 月 日
3			年 月 日
4			年 月 日
5			年 月 日

(署名は所有者の直筆に限る)

<条件>

1. 承諾にかかる費用は無料とする。
2. 所在地の所有権を他に譲渡するときは、その譲渡人に対しこの承諾内容を継承すること。

様式第9号（第13条関係）

この請求書は確定通知書を受け取ってから提出するものです。
（確定通知書を受け取った後の日付となります。）

年 月 日

代表者個人の私印です。
（団体等の印ではありません。）

取手市長 殿

申請団体所在地
団体名
代表者氏名
電話番号

代表者の住所、氏名、電話番号を記載してください。

印

決定通知書の日付及び番号（※決定通知書の日付及び番号ではありません）

取手市防犯カメラ設置事業補助金交付請求書

年 月 日付け第 号で交付額の確定を受けた取手市防犯カメラ設置事業補助金について、取手市防犯カメラ設置事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

確定通知書に記載された金額

1 交付請求額等

補助金の請求金額

交付確定額	円
交付請求額	円

2 振込先金融機関

補助金を入金する口座情報を記入してください

振込先	() 銀行・信用金庫・信用組合・農協	
金融機関名	() 本店・支店・支所	
預金種別	1 普通 2 当座	
口座番号		
口座名義人	フリガナ	
	氏名	

〔6〕 Q & A

番号	質 問	回 答
1	この補助金の交付目的は どのようなものですか。	市内における犯罪抑止力の向上や、安全で安心なまちづくりの推進を図ることを目的として、防犯カメラ設置補助金を予算の範囲内において交付します。
2	補助対象となる地域団体について教えてください。	市内の町内会、組合、自治会等の住民自治組織が対象となります。 その他の団体、個人からの申請は対象外です。
3	補助対象となる経費について教えてください。	防犯カメラや関連機器、標識等の購入費及び設置工事費を対象としますが、その他の費用は対象にはなりません。
4	防犯カメラ映像や記録画像を見るためのモニターやテレビ、パソコン等の機器は補助対象になりますか。	補助対象になりません。 防犯カメラ関連以外の用途で使用可能な機器については補助対象にはなりません。 ただし、購入した防犯カメラに一体型として販売されているモニターについては補助対象となります。
5	防犯カメラのリースは補助対象になりますか。	対象になりません。
6	屋内に設置する防犯カメラは対象になりますか。	対象になりません。 地域の防犯のため、屋外に設置するものが対象です。
7	今年度補助金の交付を受けたいのですが、来年度以降も申請できますか。	補助金の交付を受けた団体は、来年度以降の申請はできません。

番号	質 問	回 答
8	カメラを設置する場所はどこが良いですか。	申請団体が定める区域内で、屋外であれば問題ありませんが、撮影範囲の2分の1以上の面積が公道であり、特定の個人や建物等を監視していると誤解されない場所に設置をお願いします。 また、道路等に専用柱を建てて設置する場合には、道路管理者との協議や許可が必要であり、工事費も上がります。 東京電力やNTTの電柱に設置する場合は、電柱の使用料が発生するので、その点を考慮した上で設置場所を検討してください。 民地や公共の場所に設置する場合は、所有者や管理者と協議のうえ、設置の同意を必ず得てください。
9	警察への事前の相談は必要ですか。	犯罪が発生しやすい場所など、防犯効果に効果的な設置場所についての助言が得られますので、相談は有効ですが、必須ということではございません。 まずは安全安心対策課にご相談ください。
10	防犯カメラ等のメーカーや仕様についての指定はありますか。	防犯カメラや関連機器のメーカーや仕様の指定はありませんが、次の基準を満たしている必要があります。 ・画素数は200万画素以上であること ・時刻表示機能を有すること ・夜間撮影機能を有すること ・解像度はフルハイビジョン以上であること ・1日当たり24時間稼働、録画できること ・記録した画像データを原則14日間保存できること また、画像記録の漏洩防止のため、画像記録媒体は、鍵等により第三者が容易に取り出せないようにするとともに、無線LANやインターネット回線により画像の抽出を行う場合には、第三者の不正アクセスを防止するための措置を講じてください。

番号	質 問	回 答				
11	防犯カメラの設置を表示する標識等の枚数、大きさ、表記等は決まっていますか。	標識は、補助対象台数 1 台につき 2 枚まで補助対象経費とします。 表記に決まりはありませんが、「防犯カメラ作動中」「設置団体名」は最低限明らかにする必要があります。 また、大きさも決まりはありませんが、周囲に迷惑にならない範囲で大きい表示の方が好ましいです。 表示することで、地域住民や通行人、犯罪を企てている者に対して防犯カメラが設置されていることが認識され、犯罪の抑止効果に期待ができます。 なお、市においては、「取手市防犯カメラの設置及び運用に関する要綱」に基づき、街頭防犯カメラに以下の標識を設置していますので参考としてください。 （取手市防犯カメラ設置標識） 防犯カメラ作動中 <table><tr><td>連絡先</td><td>管理責任者</td></tr><tr><td>0297（74）2141</td><td>安全安心対策課</td></tr></table> 取 手 市 （縦35cm、横15cm） ポールへの貼付状況	連絡先	管理責任者	0297（74）2141	安全安心対策課
連絡先	管理責任者					
0297（74）2141	安全安心対策課					

番号	質 問	回 答
12	設置工事のをどこの事業者に依頼すればよいですか。指定はありますか。	必ず市内の電気設備事業者等に工事を依頼してください。市外業者に設置工事を依頼した場合は、補助金の交付はできません。 市内事業者であれば指定はございませんが、見つからない場合は、安全安心対策課までご連絡ください。
13	防犯灯のように、通学路に指定されている区域などに設置した場合、電気料は市が負担してくれますか。	設置場所を問わず、電気料は申請団体の負担です。設置後の維持管理に係る経費についても、全て申請団体の負担となりますので、団体の資力などに見合う計画的な設置をお願いします。
14	設置後の経費にはどのようなものが想定されますか。	月々の電気料、電柱に設置した場合の共架料、定期点検等の維持管理業務の委託料、機器等が破損した場合の修繕費などが想定されます。 電気料は、おおむね月額1,000円程度（変動あり）です。電柱共架料は、東京電力柱が年間2,400円、N T T柱年間1,200円です。 なお、データの正確性保持のため、保守点検は年に1回を推奨しています。
15	設置したいが防犯カメラの操作方法が分かりません。	市で操作方法の研修等は実施しません。購入・設置した事業者使用方法や操作方法を確認してください。
16	防犯カメラの管理責任者と操作責任者の役割はなんですか。	管理責任者：防犯カメラ等の画像データの管理や機器保全の責任者 操作責任者：防犯カメラ等の画像データの抽出など実質的な機器操作の責任者 防犯カメラ映像がインターネット上に流出し、プライバシーの侵害として問題となるケースがあります。一度流出すると回収はほぼ不可能なため、問題が生じないようにデータ等の管理は慎重をお願いします。問題が発生した場合や苦情等があった場合には適切かつ迅速な措置を講ずるようお願いします。

番号	質 問	回 答
17	補助金交付申請書は、いつまでに提出すれば良いですか。	交付申請書の期日は、令和8年11月13日までとなります。なお、資料の不備等により書類の修正や追加提出をお願いする場合がありますので、余裕をもってご提出ください。
18	防犯カメラの管理運用規程はいつまでに作成しなければなりませんか。	事業完了実績報告書を提出する前に作成し、事業完了実績報告書の添付書類として写しをご提出ください。
19	事業完了実績報告書は、いつまでに提出すれば良いですか。	令和9年2月26日まで、または設置工事完了の日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までにご提出ください。
20	事業補助金交付請求書は、いつまでに提出すれば良いですか。	令和9年3月10日まで、または確定通知書を受領した日から起算して30日以内の日のいずれか早い日までにご提出ください。
21	画像データの提供はどのような場合にするのですか。	事件や事故などの早期解決のために捜査機関（警察等）から照会があった際に提供することになります。 提供を行うときは、提供日時・提供先・提供理由・提供した画像の内容等の記録をお願いします。
22	交付決定された工事に取りかかったが、工事が期限に間に合わない場合はどうしたら良いですか。	補助金は年度内の支払いが完了する必要があります。 <u>期限に間に合わない場合は、補助決定の取り消しとなりますので、余裕をもって計画的な工程管理をお願いします。</u> やむを得ない事情等があった場合には、安全安心対策課にご相談ください。

番号	質 問	回 答
23	変更申請が必要な時は、どのような場合ですか。	補助金交付決定通知書を受けた後に、補助金交付決定金額の3分の1を超える大きな変更がある場合に申請が必要となります。実績報告書の提出後は、変更申請は受付できませんのでご注意ください。
24	「補助金交付決定金額」と「補助金交付確定金額」の違いはなんですか？	補助金交付決定金額とは、申請時の計画段階での補助決定額です。一方、補助金交付確定金額とは、設置完了後の工事実績に基づいて算出した金額（実際の補助額）です。補助金交付決定金額は、必ずしも補助金確定金額と同額ではありませんし、決定した補助金額の交付を保証するものではありません。
25	申請前に機器を購入してしまいましたが、補助対象になりますか。	補助金交付決定前に購入したものは補助対象になりませんのでご注意ください。 事前協議及び補助金交付申請書により設置計画を確認したうえで、補助金交付決定通知書を交付しています。補助金交付決定通知書を受け取ってから、工事の契約、機器の購入を含めた設置工事を進めてください。